

転出届出書（郵送届出用）

（あて先）豊後大野市長 記入日 年 月 日

以下のどちらかに☑をしてください

☐ マイナンバーカードによる特例転出 / ☐ 転出証明書の受取りによる転出

届出人	氏 名 (自署または記名押印)	
	電話番号 (昼間の連絡先)	— —

※届出人は、転出する本人、もしくは今までの住所の世帯員に限られます。

異動年月日 (新しい住所に引越する(した) 日)	年 月 日
-----------------------------	-------

※異動年月日から14日以上過ぎて転入届をした場合は、マイナンバーカードが失効することがあります。

新しい住所				
	(アパート・マンション名・室番号等を記入願います)			
新しい住所の世帯主名				
今までの住所	大分県豊後大野市			
	(アパート・マンション名・室番号等を記入願います)			
今までの住所の世帯主名				
転出する(した)人 ※転出する(した)人全員を記入してください。	氏 名	生 年 月 日	性別	続 柄
		明・大・昭・平・令 西暦	男・女	
		明・大・昭・平・令 西暦	男・女	
		明・大・昭・平・令 西暦	男・女	
		明・大・昭・平・令 西暦	男・女	
		明・大・昭・平・令 西暦	男・女	

郵送での転出届に必要なもの

- ①転出届出書(郵送届出書) ※この用紙
- ②返信用封筒・・・届出人の住所・氏名を表に記入し、切手を貼ってください。
※マイナンバーカードによる特例転出の場合は、返信用封筒は不要です。
- ③本人確認書類のコピー・・・1点でよいもの(マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど)
2点必要なもの(資格確認書・年金手帳・介護保険証など)
※本人確認書類は、有効なものに限ります。

マイナンバーカードを所持している場合

○転出者の中に1人でも有効なマイナンバーカードを所持している人がいる場合は、マイナンバーカードによる転出届(特例転出)ができます。このときは転出証明書は交付しませんので、上記②の返信用封筒は不要です。
※有効なマイナンバーカードとは、カード本体または電子証明書の有効期限が切れていないもの、暗証番号(4桁)がわかるものです。また、カードを紛失・一時停止・廃止していない場合です。
○転出届出書を郵送で提出してから数日後(転出処理の完了後)に、マイナンバーカードを持参の上、転入先の自治体で転入手続きを行ってください。
○引越しが終わって14日以内、または引越し予定日から30日以内に転入手続きを行えば、マイナンバーカードの継続利用ができます。